令和元年6月19日地域振興部経済課

江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について

1 債権放棄について

江東区私債権の管理に関する条例(平成27年4月1日施行)の第13条 第1項第1号「債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法の適用を受け、又 はこれに準じる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められ るとき」に基づき、債権を放棄した。

2 債権放棄額等について

債権の名称	債権の額	債権の件数	放棄決定日
小規模企業従業員福利厚 生資金貸付金	290, 780 円	1 件	平成 31 年 3 月 29 日